

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇。

なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

労契法20条裁判の勝利をめざす交流集会

未来



全労協・郵政産業労働者ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3706
16年11月18日(金)
・Fax 095-828-1953



おはようございます。
正社員との格差是正を求めた「郵政20条裁判」は山場を迎えています。

郵政ユニオンが2013年4月に施行された労働契約法第20条を活用し、郵政で働く非正規労働者の労働条件の改善と正社員との格差の是正を求めて、原告12名で立ち上げた郵政20条裁判は、提訴から約2年半が経過しました。そして今回11月6日、郵政ユニオン20条闘争本部主催、支える会共催で、

裁判勝利を勝ち取るために全ての20条裁判ががんばれの思いを込めて「労契法20条裁判の勝利をめざす交流集会」が開催されました。集會会場の文京区民センターには、郵政20条裁判の現在の原告団11名の内9名が出席し、支援する150名を超える人が集まり注目の高さが伺えました。

基調講演

第1部では、栗一郎弁護士との「労働契約法20条裁判の現状と課題」と題する基調講演のほか、ハマキヨウレックス（一般貨物自動車運送事業等）、地下鉄メトロコマース（東京メトロの子会社）の裁判、長澤運輸（セメントタンク車）そして日本郵便の西日本と東日本で行なわれている裁判。それぞれの労契法20条関連裁判においての、事案の概要そして訴訟の進行についての話がありました。

そしてそれぞれの裁判について、*郵政西日本20条裁判報告（西川大史 弁護士）*メトロ裁判報告（青龍美和子 弁護士）*特別報告「長澤運輸控訴審判決報告」（宮里邦雄 弁護士）報告がありました。私が特に興味を持ったのが、長澤運輸事件です。セメントタンク車の運転

手で、定年60歳を迎え高齢者等の雇用の安定等に関する法律により嘱託契約社員として継続雇用された労働者3名が、継続雇用後の運転業務は同一なのに賃金（基本給、職務給、能率給、役付手当、精勤手当、無事故手当、住宅手当、家族手当等）の相違があるのは不合理だとして東京地方裁判所に提訴した事件。

平成28年5月13日、

東京地裁では、原告全面勝訴。同年11月2日東京高裁にて、原告側逆転全面敗訴の判決。会場にいられた方々全員が納得いかない判決でした。

第2部は激励交流会

参加した団体、労組からのあいさつ、郵政原告団の決意表明、歌あり、コメントあり、で大いに盛り上がりました。



翌朝、本社前行動

11月7日には、朝8時45分より日本郵政本社前行動を行い、非正規社員の格差是正と均等待遇の実現を訴えました。

最後は

20条裁判傍聴

その後は、東日本郵政20条裁判の口頭弁論の傍聴のため、東京地裁527号法廷へと移動しました。私にとつて初めての東京地裁。セキヨリテの厳しさに緊張感が伝わります。傍聴には60名ほど集まり全員が入りきれないほどで、注目の高さが伺えました。

ましよう。

20条裁判の今後の日程

- 東日本裁判 12月1日(木) 16時30分 東京地裁 (進行協議で傍聴なし)
- 2017年2月6日、20日、13時10分、東京地裁527号法廷 (口頭弁論・証人尋問)
- 西日本裁判 11月30日(水) 11時30分 大阪地裁 (進行協議で傍聴なし)

*「未来」3705号の「パナマ文書の正体」(大村益次郎著)は(大村大次郎著)の間違いでした。訂正いたします。



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。